

家事や趣味のちょっとした援助があれば

●いろいろなサービス

日常生活を送るうえで、介護保険サービスだけでは間に合わないことが多々あります。

1. 家事、掃除、見守り、外出同伴などのサービス

民間でくらしのサービスや、地域によってはボランティア団体も支援を提供しています。保健福祉の窓口や社会福祉協議会、ケアマネジャーに相談してみましょう。「家族の会」の方々の情報も参考にすることができます。

2. 配食サービス

●札幌市の事業としての配食サービス

内容 配食を必要とする方の事情をうかがい、実情にあったプランを立てて、月～土曜日の週6日（ただし、祝日及び12月29日～1月3日を除く）で、夕食をお届けします。また、お届けする時に声かけして、安否を確認します。

対象者 原則65歳以上のひとり暮らしの方で、高齢者や病気などで体が弱く、日常的に食事の調理が困難な方
利用料 1食あたり500円
申し込み先はお住まいの区の区役所保健福祉課へ。

●民間の配食サービス

ご家族と同居しているなどでひとり暮らしではない方や昼食を利用したい方などは民間の配食サービスを利用することができます。

3. 趣味や健康づくりなど

区民センター、地区センター、老人福祉センター、健康づくりセンター、体育館などでは、運動、教養、趣味などの活動が行われています。移動には下記の4のサービスを使うこともできます。できるだけ家に閉じこもらず過ごしましょう。

4. 移動支援サービス

●札幌市の事業としての移動支援

- ①精神障害者保健福祉手帳や障害年金を受給している人が対象です。
- ②障害者総合支援法において、単独では外出困難な障がい者が、社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動や社会参加のための外出をする際に、ガイドヘルパーを派遣して、外出時に必要な移動の介助、外出に伴って必要となる身の回りの介護を行います。

移動支援の外出例

| 事由 | 外出内容 | 外出先 |
|----------------|-------------------|----------------|
| 社会生活上必要不可欠な外出 | 行政機関への手続きや医療機関の受診 | 役所、病院等 |
| | 文化施設等 | 美術館、映画館、コンサート等 |
| 社会参加の観点から必要な外出 | 観光施設等 | 動物園等 |
| | 買い物・美容等 | 商店、デパート、理美容院等 |
| | 体育施設等 | 体育館、競技場等 |

- ③費用(目安)：食事や排泄など身体介護を伴う場合……………時間あたり 約4,000円の1割負担
伴わない場合……………時間あたり 約1,600円の1割負担
生活保護世帯や市民税非課税世帯は無料です
- ④申請：お住まいの区の区役所保健福祉課に申請をします。
サービス事業所…ガイドヘルパーを派遣している事業所の中から家族が選択します。事業所の所在地などは相談窓口で確認しましょう。また、選択にあたっては、事業所からよく説明を聞きましょう。

5. 訪問理美容サービス

●札幌市の事業としての理美容サービス

内容 理容師または美容師が、寝たきりの高齢の方のご自宅に訪問し、理容または美容サービスを実施します(年4回まで利用可能)。

対象者 65歳以上の寝たきりの方、もしくは60歳から65歳未満で要介護者と認定された寝たきりの方
利用料 1回につき2,000円 ※ただし、生活保護を受けている方は無料です。
申し込み先はお住まいの区の区役所保健福祉課へ。

●民間の訪問理美容サービス

さまざまな理由から理美容に行けない方を対象に性別、年齢、回数を問わず利用できる訪問理美容サービスがあります。セット、カラーリングもできます。タウンページ「介護サービス(訪問理美容)」を参照してください。



6. おむつサービス

●札幌市の事業としてのおむつサービス

内容 月1回、上限額(6,500円/月)の範囲内で、おむつを宅配します。
対象者 40歳以上の要介護4～5または要介護3以上であり中度以上の認知症の方で、家庭で常時おむつを使用している方のうち、介護状況等の支給基準に該当する方
利用料 かかる費用の1割に相当する額 ※ただし、生活保護を受けている方は無料
申し込み先はお住まいの区の区役所保健福祉課へ。

7. 徘徊認知症高齢者SOSネットワーク

札幌市の事業です。「高齢者」となっていますが、若年性認知症の場合も利用できます。本人が、徘徊で行方がわからなくなった時に、すぐに居住地を管轄する警察署に連絡をしましょう。それを受けて、消防局、ラジオ、タクシー、地下鉄など公共交通機関で、捜索を協力をシステムになっています。身体の特徴、体格、髪型、服装、履き物、持ち物、会話力、所在不明日時や場所などを伝えましょう。氏名、連絡先などは服のポケットに入れり裏地にはりつけても、身体に触れて確認することが難しいため、できるだけ、決まった外出用のバッグなどを持つ習慣をつくり、そこに氏名、住所、連絡先などを記載したものをに入れておきましょう。GPS機能付き携帯電話も入れておくとよいでしょう。

ちょっと アドバイス 日ごろから避難用・緊急時持ち出しの備えをしておきましょう すぐ持って出る場合の最小限の介護グッズ

- 着替え一式・帽子・手袋
- 下着・紙おむつ類
- ぬれティッシュ・トイレトペーパー
- 健康保険証・介護保険証
- 日ごろ服用の薬(数日用)・お薬手帳
- 受診手帳、もしくは病気の経過記録
- ビニール袋・ラップ・紙コップ
- 飲料(ペットボトル)・チョコレート・クッキー
- 連絡先(家族・医療機関・利用サービス)など

ひとまとめにして
リュック等に
入れておきましょう



はじめに P1
介護にあたって P2~4
医療機関の受診 P5~6
介護保険 P7~10
精神障害者保健福祉手帳 P11~12
障害年金・特別障害者手当 P13~15
税金の控除 医療費助成 P16~18
就労支援 P19~20
いろいろなサービス P21~22
自動車運転 P23
成年後見制度 P24
生命保険・住宅ローン P25~26
NPO・家族の会 P27~28
相談窓口 P29
札幌市の支援事業 P30

はじめに P1
介護にあたって P2~4
医療機関の受診 P5~6
介護保険 P7~10
精神障害者保健福祉手帳 P11~12
障害年金・特別障害者手当 P13~15
税金の控除 医療費助成 P16~18
就労支援 P19~20
いろいろなサービス P21~22
自動車運転 P23
成年後見制度 P24
生命保険・住宅ローン P25~26
NPO・家族の会 P27~28
相談窓口 P29
札幌市の支援事業 P30

車の運転をやめさせたいが…

平成29年3月に施行した改正道路交通法は、75歳以上の高齢者は、運転免許更新時や一定の交通違反を行った際、講習や認知機能検査の結果を求められることになりました。

高齢者の運転の事故が増えていることからより厳しい対応になってきていますが、若年認知症の人の場合も運転については、危険であることを考えていく必要があるでしょう。

1. 本人と家族で話し合しましょう

日頃運転をしていた人の中には「車」は生きがいであったり、運転ができなくなると仕事を奪われたりすることもあります。本人の心情と今後の生活を考え納得できるように話し合しましょう。そして、病気を原因とする交通事故の発生により加害者になる場合もあることや、また自動車の保険や事故によって莫大な出費が発生することも含め、話し合ってみましょう。

2. 本人が運転を控えることに納得しない場合

家族が話しても本人の納得が得られない場合は、医師から説明していただきましょう。

3. 運転を控えることになった場合

運転を控えることによって出てくる様々な生活の不便感から意欲が低下することがあります。その後の生活における移動手段や暮らし方についても十分に考えましょう。家族が車を使っている場合、キーの管理に気をつけましょう。

4. 認知症と診断された場合

運転について主治医に相談しましょう。最寄りの運転免許試験場で運転免許の自主返納ができます。本人が有効期間内に自主返納した場合「運転経歴証明書」発行の申請ができ、身分証明書として使うことができます。



認知症の人の運転についての悩みには、荒井由美子「認知症高齢者の自動車運転を考える 家族介護者のための支援マニュアル 第二版」が参考になります。インターネットで閲覧できます。

運転
チェック

- センターラインを越える
- 路側帯に乗り上げる
- 車庫入れに失敗する
- 普段通らない道に出ると急に迷う
- 普段通らない道に出るとパニック状態になる
- 車間距離が短くなる

荒井由美子「認知症高齢者の自動車運転を考える 家族介護者のための支援マニュアル」より

わたしの体験

本人の運転中止について
家族の話から

- 横で見ている、随分道に迷っている感じがしたり、運転がハラハラする感じがしたりと気になっていたが、家の車庫にぶつかり事故を起こしたことを機に止めるよう説得した。
- 免許更新時に話し合っただけで納得してもらった。
- 息子が運転して事故を起こしたことにして廃車にした。
- 家族が同乗し、危ない運転の状況を伝えると、本人も不安があるようで諦めてくれた。
- 医師から、認知症により信号、道路、人や車の流れなど見る力が衰えてきて、即座の判断はできにくいことを伝えてもらった。その後納得して免許証を返上した。

金銭管理と契約の管理が心配…

● 日常生活自立支援事業について

認知症や精神障がいなどにより判断能力が不十分なため、日常生活を送るうえで支障のある方々が地域で安心して生活できるよう福祉サービスの利用のお手伝いや日常的な金銭管理等の支援を行います。また、証書や通帳などの大事な書類の管理も行います。相談はお近くの区社会福祉協議会で受け付けています。※日常生活自立支援事業は、成年後見制度とは異なり、本人と契約のうえ行われる福祉サービスです。

● 成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症や精神障がいなどで判断能力が十分でない方の財産管理や契約の支援を行うことによって、権利と利益を守るための制度です。本人名義の財産の預貯金の管理や生命保険などの各種契約について、「後見人」が行うことを家族間で公式に承認することで、人間関係のトラブル回避にもなります。なお、一定以上の財産を有する人(被後見人)の場合、後見制度支援信託の利用、又は、専門職成年後見監督人の選任が必要となる場合があります。

1. 親の遺産や自己所有財産の相続など親族間で財産管理を明確にする必要がある場合は、「法定後見制度」が適当です。夫婦の一方が認知症で、子供がいないなど将来の財産管理や介護・医療サービスの利用に不安がある場合は、「任意後見制度」の利用を検討しておきましょう。

2. 介護を要する方が皆、この制度が必要ということではありません。現状の成年後見法のメリット、デメリットを関係の方に聞き、よく調べ活用しましょう。

● 成年後見制度の種類と手続きについて

成年後見制度の種類

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

| 制度の種類 | 本人の判断能力 | 備考 |
|--------|--------------|-----------------------------|
| 法定後見制度 | 後見 | * 法律に基づく後見で、家庭裁判所が後見人を選任する |
| | 保佐 | |
| | 補助 | |
| 任意後見制度 | 今は元気だが、将来が不安 | * 本人が指定する後見人と契約し、家庭裁判所が監督する |

手続きの流れ

1. 「法定後見制度」の申し立ての窓口は、居住地の家庭裁判所です。
2. 「申立書」のほかに、戸籍謄本・住民票・登記事項証明書・診断書・財産目録等各種書類が必要です。
3. 申し立てから審判まで、約3カ月の期間がかかります。鑑定が必要な場合、概ね10万円以下の費用がかかります(後見人への報酬は別途になります)。
4. 「任意後見制度」の場合は、委任契約に基づく「公正証書」の作成手数料等が15,000円程度と、管理監督人への報酬が必要です。

● 成年後見制度の利用相談

「成年後見制度」の相談窓口は、家庭裁判所や弁護士会のほか、「成年後見センター・リーガルサポート札幌支部」(電話 011-280-7078)、高齢者・障害者生活あんしん支援センター(電話 011-633-2941)でも相談に応じています。

生命保険・住宅ローンなどの援助はあるの？

生命保険には「高度障害特約」、
住宅ローンには「支払い免除」などの制度があります

●生命保険の「高度障害保険金」について

1. 生命保険の特約には、多くの場合「高度障害特約」がつけられています。保険証券、定款をよく確認しましょう。保険料の支払い免除または保険金の受け取りが可能な場合があります。
2. 生命保険の被保険者の方が認知症になり高度障害の状態になった場合、高度障害の特約が該当になることがあります。ある生命保険の約款には高度障害の状態とは、「中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」と明記されていました。これに該当すると思われるか。
3. 生命保険会社によって、また加入した時の約款によって高度障害と認定する要件は異なります。認知症の障害の程度や常時介護を要する状態という障害の評価は、一概に示すことが難しいようです。しかし、適用されている方も少しずつ増えてきています。加入している生命保険の定款、約款を見たり、担当者に話を聞いてみましょう。
4. 保険料納入が困難な場合、「払済」、「延長保険」の手続きをすることができます。つまり保険料納付は終了し、契約のみ残しておく方法です。「払済」は当初の保障金額より減額となりますが、保険料納入期間までの契約内容は活用できます。「延長保険」は、可能な期間に縮小できます。簡単に解約せず、できるだけ契約を活かす方法を相談してみましょう。

●住宅ローンの支払い免除について

1. 住宅ローンを契約する場合、ローンを組む銀行や公庫は、融資に関する保証機関への加入を同時契約していることが多いようです。
2. 例えば、住宅支援機構(旧住宅金融公庫)では、「債務者が返済中に高度障害状態になったとき、債務弁済(支払い免除)します」となっています。その要項には「中枢神経系、または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とあり、これに該当すると思われるか。
3. 契約をした時の住宅ローンによって内容が異なりますので、融資を受けた金融機関窓口で聞いてみましょう。
4. 手続きは、ローンの契約をした金融機関に連絡し書類を提出します。高度障害の状態になってから3年以内に提出しないと請求権がなくなる場合もあり、注意が必要です。住宅ローンの契約者になっている若年性認知症の方は多いと思われるか。ローンの担当者に一度、契約内容の詳細を確認しておきましょう。

わたしの体験

▶ 生命保険の「高度障害」が適用になりました



私の妻は57歳でアルツハイマー型認知症と診断され、生活費の問題で悩んでいた時に生命保険の話が家族会から聞きました。妻が加入していた保険契約の約款を調べてみると、高度障害による保険の取り扱いの項がありました。そこで、保険会社に保険内容等について照会をしました。本人でなければ照会に応じるわけにはいかないと冷たい返事でした。私は、今後のことを考え成年後見人の手続きをし、再度、保険会社と接触し「高度障害適用の申請」をしました。当時、妻は要介護2でしたが日々の生活の動作はほとんど全介助の状態です。窓口では「寝たきりの状態であれば難しい」と言うなど、認知症の重度の障害について理解がない対応が多々ありました。しかし、粘り強く適用の要件に沿っている障害の状況を説明し、調査会社の訪問面接時には実状をよく見てもらい、「高度障害」が適用になりました。

私の場合の手続きのポイント:①加入の保険内容をよく調べる ②できるだけ大きな顧客相談窓口へ直接出向き、申請に必要な書類をもらう(担当の外交員は知らないことが多い) ③簡単に諦めない ④医師の診断書が大きなポイントです。本人の日常の状況や介護の現状を主治医によく伝えました。

わたしの体験

▶ 住宅ローンが免除になりました



私の夫は若年性認知症で、現在は日常生活のすべてに介助が必要で、要介護4になったばかりです。家族の会で、月々の住宅ローン6万円は大変負担だという話をしたところ、住宅ローンの免除制度があると教えてもらいました。主治医にも相談したところ、障害年金のレベルもそろそろ1級に等級変更したほうがいいし、住宅ローン免除の手続き用にも診断書を書きましょうと言っていただき、ローンを組んだ信用金庫に行きました。信用金庫が加盟している住宅金融支援機構団体信用生命保険制度の手続きには、医師の診断書も必要なのです。自宅でも直接本人との面会をする審査のほかに、書類上の整合性など細かくチェックされ、何度も書き直しを求められました。そのため申請してから5カ月もかかり、ようやく通知が来て、症状固定日からほぼ1年間の支払い分も戻ってきました。申請では、障害年金診断書や精神障害者保健福祉手帳1級などの書類も参考になったようです。何かを手続きするときは、必ず経過の説明が求められます。日ごろから状態を日記に書きとめていたこと、申請書類の控えがあったことなどがこの度の手続きに役立ちました。

はじめに P1
 介護にあたって P2~4
 医療機関の受診 P5~6
 介護保険 P7~10
 精神障害者保健福祉手帳 P11~12
 障害年金・特別障害者手当 P13~15
 税金の控除・医療費助成 P16~18
 就労支援 P19~20
 いろいろなサービス P21~22
 自動車運転 P23
 成年後見制度 P24
 生命保険・住宅ローン P25~26
 NPO・家族の会 P27~28
 相談窓口 P29
 札幌市の支援事業 P30

はじめに P1
 介護にあたって P2~4
 医療機関の受診 P5~6
 介護保険 P7~10
 精神障害者保健福祉手帳 P11~12
 障害年金・特別障害者手当 P13~15
 税金の控除・医療費助成 P16~18
 就労支援 P19~20
 いろいろなサービス P21~22
 自動車運転 P23
 成年後見制度 P24
 生命保険・住宅ローン P25~26
 NPO・家族の会 P27~28
 相談窓口 P29
 札幌市の支援事業 P30

NPO法人北海道若年認知症の人と家族の会

(通称 北海道ひまわりの会)について

NPO法人北海道若年認知症の人と家族の会

NPO法人北海道若年認知症の人と家族の会は、北海道若年認知症の人と家族の交流・支援、若年認知症の理解促進、医療・介護制度の充実等を通じて地域社会の福祉の向上を図ることを目的に設立した任意団体「北海道若年認知症の人と家族の会(通称 北海道ひまわりの会 2006年9月24日設立)」の名称を変更し、2014年9月10日に設立しました。2018年2月現在会員総数 314名

設立 2014年9月10日
入会方法 所定の入会申し込み用紙に記載の上、会費を払う
年会費 ●会員 3,000円
 ●賛助会員 個人 1口 5,000円
 ●法人・団体等 2口以上
振り込み 郵便振り込みの場合 口座番号02790-1-66740
加入者名 NPO法人北海道ひまわりの会

〈事務所(ひまわりサロン)〉
 (火・水・木10時~15時)
 〒060-0003
 札幌市中央区北3条西7丁目-1
 緑苑ビル608号室
電話&FAX 011-205-0804
携帯 090-8270-2010

NPO法人北海道若年認知症の人と家族の会の主な活動

地域に若年認知症の方がいましたら、家族会のことをお知らせください。

■相談
 電話や面談、訪問などで相談を受けています。
 同じ家族どうし、気兼ねなくご相談ください。
〈相談日〉 週3日 火・水・木
 10時~15時(事務所 ひまわりサロン)

■会報「ひまわり通信」の発行
 2ヶ月に一度、偶数月に発行しています。「つどい」など会の活動報告や、家族からのお便り、制度利用の情報などを掲載し、会員、医療機関やサービス事業所・行政などの関係機関に送付しています。

■関係機関と連携、話し合いをしています
 本人や家族が抱える問題の解決のため行政や関係機関、他の家族会と話し合いをしています。

■若年認知症北海道連絡会の事務局を担っています
 道内の若年認知症の家族会のネットワークをつくり、2017年10月に結成した若年認知症北海道連絡会の事務局を担っています。連絡会に加わっている家族会は、空知ひまわり・東胆振ひまわりの会・旭川ひまわりの会・北見たんぽぽの会です。

■「つどい」を開催し、交流・情報交換しています
 ○定例の「つどい」 奇数月の第4日曜日に開催。介護の情報交換、医師による認知症医療の話、サービスの情報やケアの工夫、運動やリハビリの実践などの学習・交流の他、年に1回バス旅行等を実施。
 ○ミニの「つどい」 偶数月には女性介護者のつどいと同伴の男性本人のつどいを開催。
 ○その他 男性介護者のつどいも随時開催。

■ひまわり塾
 サポーター会員と家族がつどい、テーマを持ち、共に学び交流しています。
 月1回第2木曜日 18時半より

■介護体験報告など講師活動
 若年認知症の人や家族の理解が得られるよう、体験や要望を集まりの場で伝えています。

■ホームページ
 当会のホームページを作っています。「北海道ひまわりの会」で見ることができます。

■生活支援の手引きなど作成・普及をはかっています

家族が困っていることに対応し活用できるよう、家族の意見を聞き、サポーター会員と協働で作成し、家族ならびにケア従事者や関係機関に配布しています。

手引き三部作 関係機関の助成を得て作成

就労支援の手引き
 2015.3 発行 家族会
 共同募金助成
 家族会のホームページダウンロード可



若年認知症の理解のためのパンフレット
 2011.3 発行 北海道
 家族会執筆協力
 北海道のホームページダウンロード可



若年認知症の人と家族のサービス利用の手引き
 2016.3 発行 札幌市
 編集 家族会
 家族会のホームページダウンロード可



家族とリハビリのプロが考えた若年認知症の人の日常生活を支えるガイド
 2017.3 第2版 2017.9 発行 家族会
 定価800円



10周年記念 私たちの日々をつづる
 2016.9 発行 家族会 助成 さぼーとほっと基金
 定価300円



受診手帳
 2015.3 発行 家族会
 定価300円



わたしの体験

▶ サービス利用の手引きを使って

1回の受診に2万円かかり負担だったが、家族会で精神保健福祉手帳と自立支援の精神通院医療の手続きを教えて貰い、同時申請して随分助かった。ケアマネジャーも知らなかったの、伝えました。

▶ 日常生活を支えるガイドを使って

「日常生活を支えるガイド」を見て、口の広いコップが飲みやすいことや、茶碗の中に色がついているほうがご飯を認識しやすいとわかり、さっそく購入して使っています。

▶ 受診手帳

外来のとき、いつも手帳の複写1枚を渡しています。最近落ちつかなくなっていることを、本人が横にいても伝えることができるので助かっています。私の体調についても書いたら、先生から「それは調べてもらったら」とすぐアドバイスをもらえました。

相談窓口を教える

相談機関の特性を知って利用しましょう

家族だけでいろいろと早計に決めたり、思い悩むのではなく、専門機関や相談窓口で相談しましょう。それぞれの相談機関、窓口の特性を考慮して利用するとよいでしょう。

1. お住まいの区の区役所保健福祉課

- 介護保険の認定申請、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証、保健福祉サービス等の申請や各種相談を受けています。

2. 地域包括支援センター

- 市内に27カ所設置されており、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門職が介護や福祉、権利擁護、高齢者虐待などの相談に応じています。このほか、要支援認定を受けられた方及び事業対象者の方のケアプラン作成も行っています。お住まいの地区を管轄する地域包括支援センターの住所や連絡先については、札幌市コールセンター(電話:011-222-4894)にお問い合わせください。

3. 高齢者・障がい者生活あんしん支援センター

- 高齢の方、障がいのある方が安心して地域で暮らすことを支援するための総合的な相談窓口です。成年後見事業、福祉サービス苦情相談、障がい者あんしん相談(権利擁護に関すること)、高齢者虐待相談、障がい者虐待相談、日常生活自立支援事業などの事業を行っています。

電話番号 011-632-7355

月曜日～金曜日 9:00～17:00(年末年始・祝日除く)

4. 障がい者相談支援事業所

- 障がい者や家族の相談を受け、サービスの情報提供、各種機関の紹介などを行い、生活を支えます。障がい者相談支援事業所の住所や連絡先については、札幌市コールセンター(電話:011-222-4894)にお問い合わせください。

5. 認知症電話相談(コールセンター)

- 若年性認知症電話無料相談(全国若年性認知症コールセンター) 電話番号 0800-100-2707
認知症介護研究・研修大府センター(愛知県)において、専門教育を受けた相談員が対応します。
月曜日～土曜日 10:00～15:00(年末年始・祝日除く)
- 札幌市認知症コールセンター 電話番号 011-206-7837
専門教育を受けた相談員が対応します。
月曜日～金曜日 10:00～15:00(年末年始・祝日除く)
- 北海道認知症コールセンター 電話番号 011-204-6006(北海道認知症の人を支える家族の会)
認知症の人の介護を経験している家族の会が、若年性認知症の相談にも対応します。
月曜日～金曜日 10:00～15:00(年末年始・祝日除く)

6. NPO法人北海道若年認知症の人と家族の会

「北海道若年認知症の人と家族の会(通称北海道ひまわりの会)」では、電話や面談による相談を受けています(毎週火・水・木曜日 10:00～15:00 年末年始・祝日除く)。

〒060-0061 札幌市中央区北3条西7丁目-1 緑苑ビル608

電話相談/011-205-0804,090-8270-2010 FAX/011-205-0804

札幌市の若年性認知症支援事業について

札幌市では若年性認知症の理解推進のため、多くの市民や若年性認知症の人と家族、医療や介護に従事する人への情報提供と支援を行っています。詳細については、札幌市ホームページ認知症ナビ http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k100citizen/k165ninchisyo_navi.htmlをご覧ください。

参考図書(NPO法人北海道若年認知症の人と家族の会推薦)

- 認知症や若年性認知症について学んでおくことは大切です ※価格には別途消費税が加算されます。

1. 私は誰になっていくの?—アルツハイマー病者から見た世界 クリスティーン・ボーデン著 檜垣陽子(翻訳) 2003年 2000円
2. 記憶が消えていく—若年アルツハイマー 自身の奮闘記— 一関開治(聞き手 長野修) 二見書房 2005年 1500円
3. 若年認知症—本人・家族が紡ぐ7つの物語 宮永和夫編集 若年認知症家族会彩星の会編集 2006年 1500円
4. 足立昭一型という若年認知症—困難を生きる2人のラブストーリー— 藤田淳子著 2007年 600円
5. あなたが認知症になったから、あなたが認知症にならなかつたら 越智須美子・俊二著 中央法規 2009年 1600円
6. (続) 認知症の医療とケア—「根拠あるケア」を追い求めて— 藤本直樹・奥村典子著 クリエイツかもがわ 2010年 2200円
7. 認知症 BPSD—新しい理解と対応の考え方— 本間昭・木之下徹監修 日本医事新報社 2010年 1800円
8. 扉を開く人 クリスティーン・ブライデン著 永田久美子監修 クリエイツかもがわ 2012年 2000円
9. 若年認知症の人の“仕事の場づくり” 藤本直樹・奥村典子著 クリエイツかもがわ 2014年 1800円
10. 社会脳からみた認知症 伊古田俊夫著 講談社 2014年 900円
11. 笑顔で生きる 丹野智文著・奥野修司(構成) 文藝春秋BOOKS 2017年 1450円
12. 認知症の私は記憶より記録 大城勝史著 沖縄タイムス社 2017年 1500円



はじめに P1
 介護にあたって P2~4
 医療機関の受診 P5~6
 介護保険 P7~10
 精神障害者保健福祉手帳 P11~12
 障害年金・特別障害者手当 P13~15
 税金の控除 医療費助成 P16~18
 就労支援 P19~20
 いろいろなサービス P21~22
 自動車運転 P23
 成年後見制度 P24
 生命保険・住宅ローン P25~26
 NPO・家族の会 P27~28
 相談窓口 P29
 札幌市の支援事業 P30

はじめに P1
 介護にあたって P2~4
 医療機関の受診 P5~6
 介護保険 P7~10
 精神障害者保健福祉手帳 P11~12
 障害年金・特別障害者手当 P13~15
 税金の控除 医療費助成 P16~18
 就労支援 P19~20
 いろいろなサービス P21~22
 自動車運転 P23
 成年後見制度 P24
 生命保険・住宅ローン P25~26
 NPO・家族の会 P27~28
 相談窓口 P29
 札幌市の支援事業 P30

●お問い合わせ・ご相談はこちらまで●

| | 所在地 | 電話番号 |
|-----|----------|--|
| 札幌市 | 中央区保健福祉課 | 〒060-8612 札幌市中央区南3条西11丁目 011-231-2400(代表) |
| | 北区保健福祉課 | 〒001-8612 札幌市北区北24条西6丁目 011-757-2400(代表) |
| | 東区保健福祉課 | 〒065-8612 札幌市東区北11条東7丁目 011-741-2400(代表) |
| | 白石区保健福祉課 | 〒003-8612 札幌市白石区南郷通1丁目南8 011-861-2400(代表) |
| | 厚別区保健福祉課 | 〒004-8612 札幌市厚別区厚別中央1条5丁目 011-895-2400(代表) |
| | 豊平区保健福祉課 | 〒062-8612 札幌市豊平区平岸6条10丁目 011-822-2400(代表) |
| | 清田区保健福祉課 | 〒004-8613 札幌市清田区平岡1条1丁目 011-889-2400(代表) |
| | 南区保健福祉課 | 〒005-8612 札幌市南区真駒内幸町2丁目 011-582-2400(代表) |
| | 西区保健福祉課 | 〒063-8612 札幌市西区琴似2条7丁目 011-641-2400(代表) |
| | 手稲区保健福祉課 | 〒006-8612 札幌市手稲区前田1条11丁目 011-681-2400(代表) |

中央区保健福祉課は
令和4年1月11日以降は
下記仮庁舎へ移転
〒060-8612
中央区大通西2丁目9
電話番号は変わりません

私の相談連絡先

| | | |
|------------|-----|------|
| 病院名 | 主治医 | 電話番号 |
| 病院名 | 主治医 | 電話番号 |
| 医療相談室 相談員 | 氏名 | 電話番号 |
| 担当ケアマネジャー | 氏名 | 電話番号 |
| 利用サービス 事業所 | 施設名 | 電話番号 |
| 利用サービス 事業所 | 施設名 | 電話番号 |
| 利用サービス 事業所 | 施設名 | 電話番号 |
| 地区担当保健師 | 氏名 | 電話番号 |
| 保健福祉相談窓口 | 氏名 | 電話番号 |
| 年金相談窓口 | 氏名 | 電話番号 |
| | 氏名 | 電話番号 |

発行：札幌市

編集：特定非営利活動法人 北海道若年認知症の人と家族の会



さっぽろ市
01-F03-18-1780
30-1-143

発行日：2018年10月

SAPPORO